# 業務委託契約書（案）

委託業務の名称　　山形県村山総合支庁本庁舎構内除雪業務委託
委 託 期 間　　契約締結の日から令和９年３月 31 日まで
契 約 保 証 金　　免除

頭書業務の委託について、委託者 山形県村山総合支庁長 伊藤　淳一 を発注者とし、受託者　　を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）
第１条　受注者は、「山形県村山総合支庁本庁舎構内除雪業務委託仕様書」に基づき、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。
２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者が協議して定める。
（業務遂行上の義務）
第２条　受注者は、委託業務に従事する者（以下、「従事者」という。）に、委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。
（従事者の管理）
第３条　受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。
（主任技術者）
第４条　受注者は、業務委託の履行について、技術上の管理と安全管理を行う主任技術者を定め、主任技術者届（別記様式第１号）により発注者に届け出なければならない。
（業務完了報告等）
第５条　受注者は、委託業務を実施したときは、その都度村山総合支庁本庁舎構内除雪作業日報（別記様式第２号）に稼動記録計の記録紙を添付して発注者に提出するものとする。この場合において、作業日報への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。
２　受注者は、毎月 10 日までに前月に処理した村山総合支庁本庁舎構内除雪業務実績報告書（別記様式第３号）を発注者に提出し、その内容の検査を受けるものとする。
３　前項の除雪業務実績報告書の月集計において、実稼動時間に１時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは１時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。
４　同条第１項及び第２項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
（委託料の支払）
第６条　委託料の額は、次に掲げる業務の単価に除雪業務に要した実稼働時間を乗じて算出した金額とする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。ただし、待機補償費については、下記の表のとおりとする。

| 区　　分 | 除雪ドーザ<br>７トン級作業 | 待機補償費 |
|---|---|---|
| **昼間単価**（１時間当たり）<br>午前８時から午後５時まで<br>（うち消費税額及び地方消費税の額） | 円/台<br>（円） | 円/期間<br>（円） |
| **時間外単価**（１時間当たり）<br>午前５時から午前８時まで<br>午後５時から午後８時まで<br>（うち消費税額及び地方消費税の額） | 円/台<br>（円） | |

| | | |
|---|---|---|
| **夜間単価**（１時間当たり）<br>午後８時から午前５時まで<br>（うち消費税額及び地方消費税の額） | 円/台<br>（円） | |

２　委託料の算定に用いる実稼働時間は、稼動させた重機の実稼働時間を積み上げて算定する。
３　委託料は、実績に応じた金額を毎月支払うものとする。
４　待機補償費は、同条第１項で算定した全契約期間の除雪作業費の実績額が待機補償費に達しない場合に限り、待機補償費から除雪作業費の実績額を差し引いた金額を３月分の支払日に支払うものとする。
５　受注者は、第５条第２項の検査に合格したときは、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。
６　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、発注者の責めに帰する理由により第６条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（秘密の保持等）

第８条　受注者は、委託業務の遂行上直接又は間接的に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第９条　受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（調査及び報告）

第 10 条　受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。
２　発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

（損害賠償）

第 11 条　受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　前項の規定による賠償額は発注者、受注者が協議により定めるものとする。

（権利及び義務の譲渡禁止）

第 12 条　受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 13 条　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

（契約内容の変更等）

第 14 条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。
２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者が協議して定める。
３ 受注者は、必要がある場合には、発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

（契約の解除）

第 15 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1)　この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2)　この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3)　正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(4)　故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(5)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者が協議して定める。

３　第１項第１号から第３号まで又は第５号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。

４　第１項第４号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者が協議して定める。

５　発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

（談合等に係る契約解除）

第 16 条　前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1)　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第３条第１項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2)　受注者が独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項若しくは第２項又は第 20 条の２から第 20 条の６までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3)　受注者が前２号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4)　受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2　受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3　この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4　第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（事故発生の通知）

第17条　受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（発注者の履行追完請求権等）

第18条　成果品がこの契約内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

（履行遅滞違約金）

第19条　受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2　前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

（履行不能の場合の措置）

第20条　受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

（疑義についての協議）

第21条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年　月　日

発注者　　山形市鉄砲町二丁目19番68号
山形県村山総合支庁長　伊藤　淳一

受注者

別記

# 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（保有の制限）

第３　受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

２　受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）

第７　受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

２　この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

２　受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（資料等の返還等）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（安全管理の確認）

第 10　発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（事故発生時における報告）

第 11　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（違反した場合の措置）

第12　発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。